

新型コロナウイルス感染症への対応（高齢者関係）

令和 5 年（2023年） 6 月22日

令和 5 年度第 1 回介護保険運営協議会

【資料 4】

分類	対応	対応詳細	対象者	備考	担当課
市民	介護保険料の減免	休業等により収入が減少した者の保険料を減免。	介護保険被保険者	減免件数：22件 減免金額：1,554,818円 ※令和 5 年 3 月 31 日現在 ※令和 4 年度末で終了	介護保険課
	介護保険料の猶予	収入減対策として納付困難者に対して実施。	介護保険被保険者		介護保険課
	要介護・要支援認定期間の延長	更新申請において、被保険者本人との面会が困難で認定調査ができない方について従来の認定有効期間を12か月延長。	要介護・要支援認定者の更新対象者のうち希望者	申請件数：8,174件 ※令和 2 年 3 月～令和 5 年 3 月 ※令和 4 年度末で終了	介護保険課
	介護サービス利用控え等に関する国への要望	コロナ禍の介護度低下や、事業者の経営継続不安に対する措置を国へ要望	要介護・要支援認定者、介護事業所		介護保険課
	濃厚接触要介護者の一時入院・移送	在宅の要介護高齢者等が濃厚接触者となり、必要となった場合に一時入院や移送を実施	在宅の要介護高齢者等	移送 5 件 一時入院 2 件 令和 5 年 3 月末時点	地域福祉課
事業者	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助（令和 5 年度も継続）	介護サービス事業所等に対し、サービス継続に要した人件費（給与、手当、派遣費用）及び施設内療養（介護老人施設に限る。）に係る費用を補助。	横須賀市内所在の介護サービス事業所等のうち、感染者が発生した事業所等	令和 4 年 4 月 1 日以降に発生した費用が対象	指導監査課
	人員基準等の臨時的な取扱い	厚生労働省からの通知に基づき、人員等の柔軟な取扱いを可能としている。	横須賀市内所在の介護サービス事業所等	国の通知に基づき一部継続中	指導監査課 介護保険課

○令和 2 年 3 月 1 日から令和 5 年 5 月 26 日までの間に新型コロナウイルス感染症の発生により休業することとなった市内の介護サービス事業所について

感染が発生した事業所	636事業所
休業した事業所	92事業所
休業日数	1 日～10 日 68事業所
	11 日～19 日 18事業所
	20 日以上 6 事業所